# 養蜂振興法の一部改正について

- 趣味養蜂の増加や蜜源の減少により、蜂場をめぐるトラブルが増加する等の問題を踏まえ、平成24年6月に議員立法により養蜂振興法を改正。

- 法改正では、養蜂の届出義務を趣味養蜂にも拡大。蜜蜂の適正管理のため、都道府県による蜜蜂の管理に関する指針の策定・指導、国等による蜜源植物の保護・増殖のための施策の実施等を追加。

## 主な改正点

### ＜１．養蜂の届出義務の見直し＞

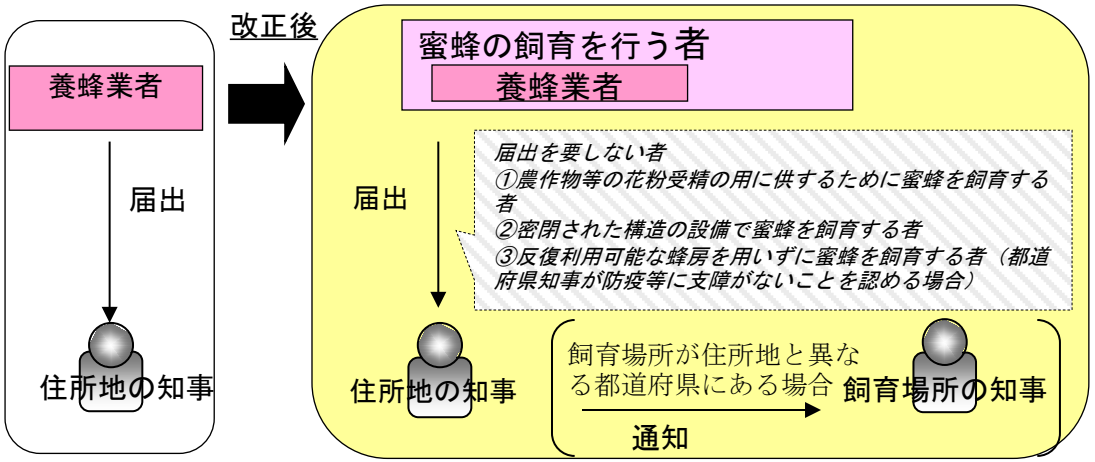


### ＜２．蜜蜂の適正な管理＞

・蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う
・都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知

**施行期日：平成25年1月1日**

### ＜３．蜜源植物の保護及び増殖＞

国及び地方公共団体は、蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずる

### ＜４．蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置＞

都道府県は、蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずる

### ＜５．その他＞

・養蜂業者に対する報告徴収及び立入検査
・罰金及び過料の引上げ　等